

⑧その他の創意工夫の取組み

|  |  |
|--|--|
| <p>区分及び事業名</p> <p>※ 1 から 4 までのいずれか該当するもの一つに○を付し、( ) に事業名を記入してください。</p> <p>※ 1 から 4 までの複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。</p>  | <p>1 人権相談分野 (事業名 : )</p> <p>② 地域就労支援分野 (事業名 : 無料職業紹介事業)</p> <p>3 進路選択支援分野 (事業名 : )</p> <p>4 生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野 (事業名 : )</p> |
| <p>取組内容</p> <p>※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>地域就労支援センターでは現在年齢や障害、家庭環境その他様々な就労に対する阻害要因を持つ方の相談に対応するため、就労支援コーディネーター 2 名体制で週 4 日、就労支援を実施している。また、前年度より生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、前々年度まで所属していた就労支援員 1 名を福祉部局に異動させ、同センターにて引き続き勤務してもらうことで、生活困窮者向けの就労支援とも連携してセンター業務を行っている。</p> <p><b>【現状における課題】</b></p> <p>福祉部局の就労支援員との連携が深まることで、より幅広い就労体験や就労先となる事業所の開拓が求められ、また横断的な情報共有の場が必要となってくる。前々年度から実施している福祉部局、教育部局との就労支援 4 課連絡会はその 1 つの場ではあるが、高頻度で実施するものではないことから、日常的な情報共有のための手段が必要である。</p> <p><b>【取組み内容】</b></p> <p>就労支援員を擁する各部局と情報を共有し、連携を取るために、大阪労働局に無料職業紹介所の届出を行い、地域就労支援センターの無料職業紹介所としての活用を開始した。各就労支援員が支援業務を実施する過程で入手した就労体験や非雇用型・雇用型就労の受入先などについて、同センターにて取りまとめ、求人登録を行い、必要に応じて職業紹介を実施していく体制を整備した。</p> <p>また、前年度 1 月には無料職業紹介所としての機能を活用して、WEB サイト上で求人情報を公開し、求職者とのマッチングを図る「WEB 版就職フェア」を期間限定で実施した結果、6 名中 1 名が地域就労支援として就労に結び付いた。</p> |  |